

証券コード 6096
平成28年6月7日

株主各位

東京都渋谷区神宮前六丁目27番8号
株 式 会 社 レ ア ジ ョ ブ
代表取締役社長 中 村 岳

第9期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第9期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月21日（火曜日）営業時間終了時（午後5時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日時 平成28年6月22日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場所 東京都渋谷区神宮前六丁目27番8号 京セラ原宿ビル2階
株式会社レアジョブ 本店会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください）
3. 株主総会の目的事項
 - 報告事項
 1. 第9期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第9期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.rarejob.co.jp>）に掲載させていただきます。

本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.rarejob.co.jp>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載いたしておりません。従いまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。

**【ご案内】**

当日ご出席の株主様には、お土産をご用意しております。ただし、議決権行使書用紙の枚数に関わらずご出席の株主様1名様につき1個とさせていただきます。

また、株主総会終了後、株主の皆様の当社に対する理解をより深めていただくため、同会場において「会社説明会」を開催いたしますので、引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。

## 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府と日銀による経済政策及び金融政策の効果を背景に企業業績や雇用情勢等の改善がみられ、緩やかな景気回復の動きが見られましたが、中国経済をはじめとした海外景気の下振れリスクが依然として存在することや年明けからの急速な円高等により、先行きは依然として不透明な状況で推移いたしました。

そのような状況の下、国内市場の成熟や縮小を見据え、日本企業による海外企業の買収や事業の更なる海外展開の動きが進んでおります。また、文部科学省ではグローバル化に対応した英語教育改革を推進しており、大学入試においても、英語4技能を測定する資格・検定試験の活用が始まったことで英語学習ニーズはますます高まりを見せております。

このような環境の中、当社グループでは、よりユーザーが「英語が話せるようになる」ためにサービスの「量・質」を改善すべく積極的に投資を実施いたしました。

まず、平成27年4月にサービスリニューアルを実施し、日本人カウンセラーによる「カウンセリングサービス」や「ビジネス英会話コース」、「スピーキングテスト」等のサービス提供を開始いたしました。また、ビジョンの実現に向けて事業展開のスピードを加速し、より一層のグローバル展開を図るため、平成27年6月に代表取締役及び取締役の異動並びに執行役員制度を導入いたしました。

さらに、平成27年7月には、三井物産株式会社と業務提携契約を締結し、三井物産株式会社の幅広い顧客アセットを最大限活用して事業法人・学校法人とのアライアンスやブラジルでのサービス提供等の海外展開の推進を実施しております。

加えて平成27年9月には、レアジョブ英会話「中学・高校生コース」の提供を開始いたしました。大学入試においては、英語の4技能（聞く・話す・読む・書く）を評価する資格・検定試験の活用が決定され、学校・塾の現場では英語4技能の向上に向けた取り組みが喫緊の課題となっておりますが、「中学・高校生コース」は、この課題を解決し、英語4技能すべての向上を実現するサービスとして開発されました。本コースは個人での受講の他、学校・塾等と連携し、学校・塾でのインプット（読む・聞く）力強化と、本コースでのアウトプット（話す・書く）力強化を連動させた形でのサービス提供を視野に入れております。さらに平成28年2月には、株式会社Z会を傘下にもつ株式会社増進会出版社と業務提携契

約を結び、今後成長の見込まれるこの学生向け英会話市場において新サービスの共同開発等により積極的に展開を図ってまいります。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度における売上高は2,363,338千円と250,906千円（前連結会計年度比11.9%）の増収、営業利益は17,195千円と183,666千円（同△91.4%）の減益、経常利益は79,359千円と65,968千円（同△45.4%）の減益、親会社株主に帰属する当期純利益は111,445千円と4,215千円（同3.9%）の増益となりました。

なお、当連結会計年度におきましては、経営体制及び今後の事業展開、内部留保の充実を図るために、誠に遺憾ながら、配当を見送らせていただくことといたしました。

## （2）設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、本店移転に伴う有形固定資産の取得及びソフトウェアの開発など総額202,743千円となっております。

### (3) 資金調達の状況

当社は、当連結会計年度中に第三者割当増資及びストック・オプション行使による払込を受けたことから、発行済株式総数は338,900株増加し、資本金及び資本剰余金はそれぞれ284,782千円増加いたしました。

### (4) 対処すべき課題

当社グループが事業展開するオンライン英会話サービスは、日本及びフィリピンの経済環境の変化、日本人の英語ニーズの変化、インターネット接続環境の変化に影響を受け、これらに柔軟に対応していくと共に、新規参入企業との差別化の推進や収益性の向上に取り組み、強固な事業基盤を確立していく必要があると考えております。このため、以下の事項を今後の主要な課題として認識し、事業展開を図る方針であります。

#### ① オンライン英会話レッスンの拡充について

今後の事業拡大のためには、よりユーザーのニーズに応じたオンライン英会話レッスンの拡充を図る必要があると認識しております。近年では、英会話市場は「趣味」だけでなく、確実に成果を求める「ビジネス」や「学生向け」英会話のニーズが増えつつあります。これに対してビジネス英会話コースをリリースしたり、オンラインだけでなくオフライン学習指導により短期間で英会話力を伸ばす「レアジョブ本気塾」といった新サービス開発により成果を重視したレッスンを提供していきたいと考えております。また、学生向け市場においては、平成28年2月より業務提携を開始した株式会社増進会出版社と共に、お客様ニーズに沿った共同開発の新サービスを投入することで、昨今の英語4技能のニーズに応えるだけでなく、国際社会での協働を可能にする英語コミュニケーション能力を備えた人材を育成し、社会の革新と発展に貢献してまいります。

② 法令等への対応について

当社グループでは、従前よりコンプライアンスを重視しており、その強化に取り組んでおります。当社グループの提供するオンライン英会話レッスンは、その殆どが「特定商取引に関する法律」における通信販売に該当し、同法並びに関連法令に基づく規制を受けておりますが、同法を順守し、公正且つ誠実に運営をするべく努めております。

また、多くの個人情報を取り扱っており、個人情報保護法への対応が非常に重要であるとも認識しております。既に当社はプライバシーマークの認証を取得しておりますが、当社グループで継続的改善に取り組み、より高いレベルの運営を目指してまいります。

③ 組織体制、人材の強化について

当社グループが、業容の拡大及び経営体質の強化を実現していく上で、人材の確保・育成は不可欠であります。そこで、当社グループは毎期着々と従業員が増加する中、社員研修制度の充実、公正な人事制度の確立などに取り組むことで、将来、当社グループの核となる優秀な人材の確保・育成を図ると共に、事業をより効率的且つ安定的に運営していくため、適宜、組織体制の最適化を図ってまいります。

④ システムの安定的な稼働と強化について

当社グループの事業は、インターネット上で展開していることから、サービス提供に係るシステムの重要性は極めて高いものであり、当該システムを安定的に稼働させることが事業展開上重要であります。従って継続したサーバー機器の増設及びその負荷分散等の安定運用にかかる投資が必要となり、今後においても、新サービスの立ち上がり等に伴うアクセス数の増加を考慮し、システム強化を継続していく方針であります。

⑤ 当社グループブランドの知名度向上について

当社グループは、インターネットの普及や英語教育の重要性の高まりと共に、新聞・テレビ・雑誌等各種マスメディアで紹介される機会が増加したことから、徐々に知名度が向上しつつあると認識しております。しかしながら、更なる事業拡大及び競合企業との差別化を図るにあたり、当社グループのサービスブランドを確立し、より一層知名度を向上させていくことが重要です。今後も、費用対効果に注意を払いながらプロモーション活動を強化してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

| 区分                                        | 第6期<br>(平成25年3月期) | 第7期<br>(平成26年3月期) | 第8期<br>(平成27年3月期) | 第9期<br>(当連結会計年度<br>(平成28年3月期)) |
|-------------------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------------------|
| 売上高 (千円)                                  | 1,132,544         | 1,690,080         | 2,112,431         | 2,363,338                      |
| 経常利益<br>(△は損失) (千円)                       | △114,344          | 103,539           | 145,328           | 79,359                         |
| 親会社株主に<br>帰属する<br>当期純利益<br>(△は損失)<br>(千円) | △109,186          | 35,307            | 107,229           | 111,445                        |
| 1株当たり<br>当期純利益 (円)<br>(△は損失)              | △74.27            | 20.21             | 56.15             | 50.92                          |
| 総資産 (千円)                                  | 339,597           | 830,287           | 1,168,079         | 1,641,886                      |
| 純資産 (千円)                                  | △75,659           | 287,053           | 577,936           | 1,226,658                      |
| 1株当たり<br>純資産額 (円)                         | △51.47            | 159.38            | 292.60            | 527.34                         |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、平成26年4月11日付で普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。そのため、上記第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会社名                       | 資本金               | 出資比率  | 主要な事業内容          |
|---------------------------|-------------------|-------|------------------|
| RareJob Philippines, Inc. | 9,350千<br>フィリピンペソ | 99.9% | 英会話講師の選定・教育・管理業務 |

### ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

無料のインターネット通話ソフト＝Skype<sup>TM</sup>（スカイプ）を使用してマンツーマンの英会話レッスンを提供しております。

(8) 主要な事業所（平成28年3月31日現在）

① 当社

| 名 称 | 所 在 地  |
|-----|--------|
| 本 社 | 東京都渋谷区 |

② 子会社

| 名 称                       | 所 在 地      |
|---------------------------|------------|
| RareJob Philippines, Inc. | フィリピン ケソン市 |

(9) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の従業員数

| 従業員数      | 前期末比増減    |
|-----------|-----------|
| 215名(59名) | 26名増(4名増) |

(注) 従業員数は就業人数であり、臨時従業員等は（ ）内に年間平均雇用人員を概数で記載しております。

② 当社の従業員数

| 従業員数     | 前期末比増減    | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----------|-----------|-------|--------|
| 70名(26名) | 3名増(10名増) | 34.5歳 | 2.4年   |

(注) 1. 従業員数には、子会社からの出向者が含まれております。  
2. 従業員数は就業人数であり、臨時従業員等は（ ）内に年間平均雇用人員を概数で記載しております。

(10) 主要な借入先（平成28年3月31日現在）

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 7,204,000株

(2) 発行済株式の総数 2,314,100株

(3) 当事業年度末の株主数 1,316名

(4) 大株主の状況

| 株 主 名                                           | 持 株 数    | 持株比率   |
|-------------------------------------------------|----------|--------|
| 加 藤 智 久                                         | 530,000株 | 22.90% |
| 三井物産株式会社                                        | 524,000株 | 22.64% |
| 中 村 岳                                           | 480,000株 | 20.74% |
| 株式会社増進会出版社                                      | 100,000株 | 4.32%  |
| 投資事業組合GV-2                                      | 66,300株  | 2.86%  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社                            | 56,400株  | 2.43%  |
| 藤 田 利 之                                         | 54,400株  | 2.35%  |
| YJ1号投資事業組合                                      | 50,000株  | 2.16%  |
| 株式会社サイバーエージェント                                  | 35,000株  | 1.51%  |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC<br>I S G (FE-AC) | 16,700株  | 0.72%  |

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項（平成28年3月31日現在）

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

| 新株予約権の名称      | 第2回新株予約権                             | 第3回新株予約権                                | 第4回新株予約権                                |
|---------------|--------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 発行決議日         | 平成24年12月20日                          | 平成26年2月4日                               | 平成27年5月15日                              |
| 新株予約権の数       | 254個                                 | 806個                                    | 1,758個                                  |
| 目的となる株式の種類と数  | 当社普通株式<br>25,400株                    | 当社普通株式<br>80,600株                       | 当社普通株式<br>175,800株                      |
| 新株予約権の払込金額    | 無償                                   | 無償                                      | 新株予約権1個当たり<br>3,600円<br>(1株当たり36円)      |
| 新株予約権の行使価額    | 新株予約権1個当たり<br>30,000円<br>(1株当たり300円) | 新株予約権1個当たり<br>110,000円<br>(1株当たり1,100円) | 新株予約権1個当たり<br>269,400円<br>(1株当たり2,694円) |
| 新株予約権の行使期間    | 平成26年12月20日～<br>平成34年11月30日          | 平成28年2月8日～<br>平成36年1月31日                | 平成27年6月17日～<br>平成32年6月16日               |
| 保有人数及び新株予約権の数 |                                      |                                         |                                         |
| 当社取締役         | 1名      36個                          | 1名      120個                            | 3名      813個                            |
| 当社社外取締役       | 0名      0個                           | 0名      0個                              | 1名      12個                             |
| 当社監査役         | 0名      0個                           | 0名      0個                              | 2名      24個                             |
| 新株予約権の行使の条件   | (別記) 1                               | (別記) 1                                  | (別記) 2                                  |

(注) 平成26年3月25日開催の取締役会決議により、平成26年4月11日付で普通株式1株を100株に株式分割いたしました。これにより第2回新株予約権の目的となる株式の数が254株から25,400株に、第3回新株予約権の目的となる株式の数が806株から80,600株にそれぞれ変更になっております。

(別記) 新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。その他条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

2. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

①新株予約権者は、平成29年3月期から平成30年3月期までのいずれかの期における営業利益が下記 (a) から (b) に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(a) 営業利益が400百万円を超過した場合 行使可能割合：50%

(b) 営業利益が500百万円を超過した場合 行使可能割合：100%

②新株予約権者は、上記①に定める (a) から (b) の条件を充たす前に、平成29年3月期から平成30年3月期のいずれかの期において営業利益が200百万円を下回った場合、当該有価証券報告書提出日の前日までに上記①に基づいて行使可能となっている新株予約権を除き、それ以降、本新株予約権を行使することができない

③上記①及び②における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。

④新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人に交付した新株予約権の状況  
平成27年5月15日開催の取締役会の決議による新株予約権

|              |                                      |
|--------------|--------------------------------------|
|              | 当社使用人                                |
| 交付者数         | 50人                                  |
| 新株予約権の数      | 953個                                 |
| 目的となる株式の種類と数 | 当社普通株式 95,300株                       |
| 新株予約権の払込金額   | 新株予約権 1個当たり3,600円<br>(1株当たり36円)      |
| 新株予約権の行使価額   | 新株予約権 1個当たり269,400円<br>(1株当たり2,694円) |
| 新株予約権の行使期間   | 平成27年6月17日～平成32年6月16日                |
| 新株予約権の行使の条件  | (別記)                                 |

(別記) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、平成29年3月期から平成30年3月期までのいずれかの期における営業利益が下記 (a) から (b) に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(a) 営業利益が400百万円を超過した場合 行使可能割合：50%

(b) 営業利益が500百万円を超過した場合 行使可能割合：100%

②新株予約権者は、上記①に定める (a) から (b) の条件を充たす前に、平成29年3月期から平成30年3月期のいずれかの期において営業利益が200百万円を下回った場合、当該有価証券報告書提出日の前日までに上記①に基づいて行使可能となっている新株予約権を除き、それ以降、本新株予約権を行使することができない

③上記①及び②における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。

④新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等（平成28年3月31日現在）

| 氏 名     | 地 位           | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                  |
|---------|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 加 藤 智 久 | 代 表 取 締 役 会 長 | RareJob Philippines, Inc. President                                                                                           |
| 中 村 岳   | 代 表 取 締 役 社 長 |                                                                                                                               |
| 藤 田 利 之 | 取 締 役 副 社 長   |                                                                                                                               |
| 五十嵐 幹   | 取 締 役         | 株式会社クロス・マーケティンググループ 代表取締役社長<br>株式会社クロス・マーケティング 代表取締役社長<br>株式会社リサーチ・アンド・ディベロプメント 代表取締役                                         |
| 三 原 宇 雄 | 常 勤 監 査 役     | 三原公認会計士事務所 所長                                                                                                                 |
| 成 松 淳   | 監 査 役         | 株式会社ヘリオス 社外監査役<br>株式会社ブラップジャパン 社外取締役                                                                                          |
| 大 村 健   | 監 査 役         | フォーサイト総合法律事務所 代表パートナー弁護士<br>パイプHD株式会社 社外監査役<br>ユナイテッド株式会社 社外監査役<br>アライドアーキテツ株式会社 社外監査役<br>株式会社リアルワールド 社外監査役<br>株式会社イグニス 社外取締役 |

- (注) 1. 取締役のうち、五十嵐幹氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役三原宇雄氏、成松淳氏及び大村健氏の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役のうち、三原宇雄氏及び成松淳氏は公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役のうち、大村健氏は弁護士の資格を有し、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役五十嵐幹氏、監査役三原宇雄氏、成松淳氏及び大村健氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 平成28年1月27日をもって監査役小林修氏は、病氣療養に伴う解任により退任いたしました。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 支給人数          | 報酬等の総額                  |
|--------------------|---------------|-------------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 4 名<br>( 1 名) | 50,804千円<br>( 2,500千円)  |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 4 名<br>( 4 名) | 11,180千円<br>( 11,180千円) |
| 合計                 | 8 名<br>( 5 名) | 61,984千円<br>( 13,680千円) |

(注) 上記報酬等の額のほか、平成28年1月27日開催の臨時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任監査役1名に対して2,286千円支給しております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係

社外取締役五十嵐幹氏は、株式会社クロス・マーケティンググループ代表取締役社長、株式会社クロス・マーケティング代表取締役社長及び株式会社リサーチ・アンド・ディベロプメント代表取締役を兼職しておりますが、当該兼職先と当社との間には特別な関係はございません。

社外監査役三原宇雄氏は三原公認会計士事務所の所長を兼職しておりますが、当該兼職先と当社との間には特別な関係はございません。

社外監査役成松淳氏は株式会社ヘリオスの社外監査役、株式会社プラップジャパンの社外取締役を兼職しておりますが、当該兼職先と当社との間には特別な関係はございません。

社外監査役大村健氏はフォーサイト総合法律事務所の代表パートナー弁護士、また、パイプドHD株式会社、ユナイテッド株式会社、アライドアーキテツ株式会社、株式会社リアルワールドの社外監査役及び株式会社イグニスの社外取締役を兼職しておりますが、当該兼職先と当社との間には特別な関係はございません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

| 区分        | 氏名      | 主 な 活 動 状 況                                                                                                       |
|-----------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社 外 取 締 役 | 五十嵐 幹   | 当事業年度開催の取締役には16回中16回出席し、IT業界の会社経営等につき、豊富な経験と幅広い見識を有する発言を適宜行っております。                                                |
| 社 外 監 査 役 | 小 林 修 三 | 平成28年1月27日に解任されるまでに開催された取締役会には14回中8回、また、監査役会には13回中7回出席し、長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。 |
| 社 外 監 査 役 | 三 原 宇 雄 | 社外監査役就任後に開催された取締役会には2回中2回、また、監査役会には3回中3回出席し、公認会計士としての見識に基づき、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。                             |
| 社 外 監 査 役 | 成 松 淳   | 当事業年度開催の取締役会には16回中15回、また、監査役会には16回中16回出席し、経験豊富な経営者の観点及び公認会計士としての見識に基づき、議案・審議、財務及び会計、並びに内部統制についての発言を適宜行っております。     |
| 社 外 監 査 役 | 大 村 健   | 当事業年度開催の取締役会には16回中15回、また、監査役会には16回中15回出席し、弁護士としての見識に基づき、取締役の職務の執行全般にわたり適法性、適正性の確保についての発言を適宜行っております。               |

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額         | 16,000千円 |
| ② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 16,000千円 |

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案し、再任もしくは不再任の決定を行います。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

- a 当社及び当社子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (a) 「コンプライアンス規程」をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程を、役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、管理部が全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員教育等を行う。
  - (b) 内部監査担当は、コンプライアンスの遵守状況を監査する。なお、法令上疑義のある行為について従業員が直接情報提供を行う手段としてヘルプラインの設置・運営を行う。
  - (c) 法令・定款違反等の行為が発見された場合には、コンプライアンス規定に従って、取締役会に報告の上、外部専門家と協力しながら対応に努める。
  - (d) 役職員の法令・定款違反等の行為については、適正に処分を行う。

- b 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、「文書管理規程」により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- c 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (a) コンプライアンス、環境、災害、品質及び情報セキュリティ等に係るリスクについては、取締役（管理担当）が主管となり、リスク管理規程・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布、役職員に対するリスク管理に関する教育・研修等を行うものとし、新たに生じたリスクについては、すみやかに対応責任者となる取締役を定める。
  - (b) 情報セキュリティポリシーを整備し、情報セキュリティの強化並びに個人情報の保護に努める。
- d 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (a) 取締役会を月1回定期に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
  - (b) 取締役は、取締役会で定めた中期経営計画及び単年度予算に基づき効率的な職務執行を行い、予算の進捗状況について取締役会に報告する。
  - (c) 「業務分掌規程」、「職務権限規程」等に業務執行の手続きを簡明に定め、効率的な業務執行を可能にする。
- e 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (a) コンプライアンス、リスク管理体制その他内部統制に必要な制度は、当社グループ全体を横断的に対象とし、当社がその管理運営にあたる。
  - (b) 当社の内部監査を担当する部門は、子会社の監査を通じて、当社グループの内部統制の状況を把握・評価する。また、財務報告に係る内部統制については、当社の内部監査担当が子会社の内部統制評価及び報告を行う。
  - (c) 子会社は当社の監査役に対し、リスク情報を含めた業務執行状況の報告を行う。
  - (d) 子会社の事業活動に係る決裁権限は、「関係会社管理規程」による。
- f 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役は、内部監査担当者に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。

- g 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、使用人が当社の監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
  - (a) 取締役又は使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等を速やかに報告する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する方法による。また、取締役及び使用人は、監査役から情報の提供を求められた際に、遅滞なく業務執行等の情報を報告する。
  - (b) 監査役会へ報告した取締役又は使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、当社及び当社子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。
- h 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
  - (a) 監査役がその職務の執行にあたり生じた費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
  - (b) 当社監査役会が社外の弁護士等の第三者から助言を求めるときは、当社はこれに要する費用を負担する。
  - (c) 監査役は、実効的な監査を行うため、代表取締役、会計監査人、内部監査室とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することができる
- i 財務報告の信頼性を確保するための体制
  - 内部統制システムの構築に関する基本方針及び関連規程に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
- j 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
  - (a) 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、拒絶することを基本方針とし、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であると判明した場合には取引を解消する。なお、当社取締役及び使用人で、取引を開始しようとする者は、「反社会的勢力対策に関する規程」に従い、取引相手の反社会性を検証し、問題がないことを確認した上で、当該取引を開始する。
  - (b) 管理部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理、蓄積を行う。また、取締役及び使用人が基本方針を遵守するような教育体制を構築すると共に、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
  - (c) 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察、顧問法律事務所、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

上記に掲げた内部統制システムの施策及び規程に従って、具体的な取り組みを行うと共に、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかのモニタリングを常時行っております。併せて、管理部は当社の各部門に対して、コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務失効を行う環境を整備するために、個人情報保護、インサイダー取引防止及び財務報告に係る内部統制に関する教育及び研修を実施しております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。  
また、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科目        | 金額        | 科目           | 金額        |
|-----------|-----------|--------------|-----------|
| (資産の部)    |           | (負債の部)       |           |
| 流動資産      | 1,262,713 | 流動負債         | 408,417   |
| 現金及び預金    | 850,795   | 未払金          | 42,262    |
| 預け金       | 114,192   | 未払費用         | 162,609   |
| 売掛金       | 204,464   | 未払消費税等       | 20,107    |
| 前払費用      | 8,623     | 前受金          | 92,716    |
| 繰延税金資産    | 52,402    | 賞与引当金        | 39,151    |
| その他       | 32,234    | デリバティブ債務     | 35,319    |
| 固定資産      | 379,172   | その他          | 16,251    |
| 有形固定資産    | 81,682    | 固定負債         | 6,810     |
| 建物        | 56,184    | 退職給付に係る負債    | 6,810     |
| 工具、器具及び備品 | 25,091    | 負債合計         | 415,227   |
| 車両運搬具     | 406       | (純資産の部)      |           |
| 無形固定資産    | 191,163   | 株主資本         | 1,240,088 |
| 商標権       | 3,059     | 資本金          | 546,472   |
| ソフトウェア    | 187,152   | 資本剰余金        | 540,372   |
| ソフトウェア仮勘定 | 952       | 利益剰余金        | 153,244   |
| 投資その他の資産  | 106,326   | その他の包括利益累計額  | △19,760   |
| 関係会社株式    | 25,301    | 繰延ヘッジ損益      | △24,419   |
| 敷金        | 71,108    | 為替換算調整勘定     | 6,235     |
| 繰延税金資産    | 7,359     | 退職給付に係る調整累計額 | △1,576    |
| その他       | 2,556     | 新株予約権        | 6,328     |
|           |           | 非支配株主持分      | 1         |
|           |           | 純資産合計        | 1,226,658 |
| 資産合計      | 1,641,886 | 負債・純資産合計     | 1,641,886 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成27年 4 月 1 日から  
平成28年 3 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額     |           |
|-----------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                 |         | 2,363,338 |
| 売 上 原 価               |         | 803,683   |
| 売 上 総 利 益             |         | 1,559,654 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 1,542,459 |
| 営 業 利 益               |         | 17,195    |
| 営 業 外 収 益             |         |           |
| 受 取 利 息               | 177     |           |
| 源泉税負担損失引当金戻入額         | 80,056  |           |
| そ の 他                 | 887     | 81,121    |
| 営 業 外 費 用             |         |           |
| 支 払 利 息               | 705     |           |
| 株 式 交 付 費             | 2,927   |           |
| 為 替 差 損               | 7,667   |           |
| 持 分 法 に よ る 投 資 損 失   | 7,188   |           |
| そ の 他                 | 467     | 18,957    |
| 経 常 利 益               |         | 79,359    |
| 特 別 利 益               |         |           |
| 持 分 変 動 利 益           | 17,490  | 17,490    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 |         | 96,849    |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 4,964   |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △19,560 | △14,595   |
| 当 期 純 利 益             |         | 111,445   |
| 非支配株主に帰属する当期純利益       |         | △0        |
| 親会社株主に帰属する当期純利益       |         | 111,445   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年 4 月 1 日から  
平成28年 3 月31日まで)

(単位：千円)

|                          | 株主資本    |         |         |           |
|--------------------------|---------|---------|---------|-----------|
|                          | 資本金     | 資本剰余金   | 利益剰余金   | 株主資本合計    |
| 当期首残高                    | 261,689 | 255,589 | 41,798  | 559,078   |
| 当期変動額                    |         |         |         |           |
| 新株の発行                    | 284,782 | 284,782 |         | 569,565   |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益      |         |         | 111,445 | 111,445   |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額 (純額) |         |         |         |           |
| 当期変動額合計                  | 284,782 | 284,782 | 111,445 | 681,010   |
| 当期末残高                    | 546,472 | 540,372 | 153,244 | 1,240,088 |

|                          | その他の包括利益累計額  |              |                        |                       | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計     |
|--------------------------|--------------|--------------|------------------------|-----------------------|-------|---------|-----------|
|                          | 繰延ヘッジ<br>損 益 | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付に<br>係る調整<br>累 計 額 | その他の<br>包括利益<br>累計額合計 |       |         |           |
| 当期首残高                    | 13,187       | 8,024        | △2,354                 | 18,856                | —     | 1       | 577,936   |
| 当期変動額                    |              |              |                        |                       |       |         |           |
| 新株の発行                    |              |              |                        |                       |       |         | 569,565   |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益      |              |              |                        |                       |       |         | 111,445   |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額 (純額) | △37,606      | △1,788       | 778                    | △38,617               | 6,328 | △0      | △32,288   |
| 当期変動額合計                  | △37,606      | △1,788       | 778                    | △38,617               | 6,328 | △0      | 648,721   |
| 当期末残高                    | △24,419      | 6,235        | △1,576                 | △19,760               | 6,328 | 1       | 1,226,658 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科目        | 金額        | 科目       | 金額        |
|-----------|-----------|----------|-----------|
| (資産の部)    |           | (負債の部)   |           |
| 流動資産      | 1,260,205 | 流動負債     | 408,445   |
| 現金及び預金    | 787,681   | 未払金      | 61,273    |
| 預け金       | 114,192   | 未払費用     | 149,179   |
| 売掛金       | 204,464   | 未払消費税等   | 20,098    |
| 前払費用      | 7,680     | 前受金      | 92,716    |
| 繰延税金資産    | 49,128    | 預り金      | 10,666    |
| 短期貸付金     | 73,800    | 賞与引当金    | 39,151    |
| その他       | 23,257    | デリバティブ債務 | 35,319    |
| 固定資産      | 359,893   | その他      | 40        |
| 有形固定資産    | 62,494    | 負債合計     | 408,445   |
| 建物        | 47,461    | (純資産の部)  |           |
| 工具、器具及び備品 | 15,032    | 株主資本     | 1,229,744 |
| 無形固定資産    | 186,595   | 資本金      | 546,472   |
| 商標権       | 3,059     | 資本剰余金    | 540,372   |
| ソフトウェア    | 182,584   | 資本準備金    | 540,372   |
| ソフトウェア仮勘定 | 952       | 利益剰余金    | 142,899   |
| 投資その他の資産  | 110,803   | その他利益剰余金 | 142,899   |
| 関係会社株式    | 37,049    | 繰越利益剰余金  | 142,899   |
| 敷金        | 66,647    | 評価・換算差額等 | △24,419   |
| 繰延税金資産    | 4,550     | 繰延ヘッジ損益  | △24,419   |
| その他       | 2,556     | 新株予約権    | 6,328     |
|           |           | 純資産合計    | 1,211,653 |
| 資産合計      | 1,620,098 | 負債・純資産合計 | 1,620,098 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(平成27年 4 月 1 日から  
平成28年 3 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額     |           |
|-----------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                 |         | 2,363,338 |
| 売 上 原 価               |         | 803,683   |
| 売 上 総 利 益             |         | 1,559,654 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 1,547,318 |
| 営 業 利 益               |         | 12,336    |
| 営 業 外 収 益             |         |           |
| 受 取 利 息               | 1,688   |           |
| 源泉税負担損失引当金戻入額         | 80,056  |           |
| そ の 他                 | 572     | 82,317    |
| 営 業 外 費 用             |         |           |
| 支 払 利 息               | 685     |           |
| 株 式 交 付 費             | 2,927   |           |
| 為 替 差 損               | 2,999   |           |
| そ の 他                 | 254     | 6,867     |
| 経 常 利 益               |         | 87,786    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 87,786    |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 3,085   |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △19,854 | △16,768   |
| 当 期 純 利 益             |         | 104,554   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成27年 4 月 1 日から  
平成28年 3 月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株主資本    |         |             |                         |             |            |
|-------------------------|---------|---------|-------------|-------------------------|-------------|------------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金   |             | 利益剰余金                   |             | 株主資本<br>合計 |
|                         |         | 資本準備金   | 資本剰余金<br>合計 | その他<br>利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |            |
| 当期首残高                   | 261,689 | 255,589 | 255,589     | 38,344                  | 38,344      | 555,624    |
| 当期変動額                   |         |         |             |                         |             |            |
| 新株の発行                   | 284,782 | 284,782 | 284,782     |                         |             | 569,565    |
| 当期純利益                   |         |         |             | 104,554                 | 104,554     | 104,554    |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額（純額） |         |         |             |                         |             |            |
| 当期変動額合計                 | 284,782 | 284,782 | 284,782     | 104,554                 | 104,554     | 674,119    |
| 当期末残高                   | 546,472 | 540,372 | 540,372     | 142,899                 | 142,899     | 1,229,744  |

|                         | 評価・換算差額等 |                | 新株予約権 | 純資産合計     |
|-------------------------|----------|----------------|-------|-----------|
|                         | 繰延ヘッジ損益  | 評価・換算<br>差額等合計 |       |           |
| 当期首残高                   | 13,187   | 13,187         | —     | 568,811   |
| 当期変動額                   |          |                |       |           |
| 新株の発行                   |          |                |       | 569,565   |
| 当期純利益                   |          |                |       | 104,554   |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額（純額） | △37,606  | △37,606        | 6,328 | △31,277   |
| 当期変動額合計                 | △37,606  | △37,606        | 6,328 | 642,841   |
| 当期末残高                   | △24,419  | △24,419        | 6,328 | 1,211,653 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月18日

株式会社 レ ア ジ ョ ブ  
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員 公認会計士 宮 崎 大 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 森 田 健 司 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社レアジョブの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社レアジョブ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月18日

株式会社 レ ア ジ ョ ブ  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員 公認会計士 宮 崎 大 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森 田 健 司 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社レアジョブの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月23日

株式会社レアジョブ 監査役会

|              |   |   |   |   |   |
|--------------|---|---|---|---|---|
| 常勤監査役（社外監査役） | 三 | 原 | 宇 | 雄 | ㊞ |
| 社外監査役        | 成 | 松 | 淳 |   | ㊞ |
| 社外監査役        | 大 | 村 | 健 |   | ㊞ |

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

(1) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)(以下、当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」といいます。)によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行したく、当該移行のために、定款の一部を変更するものがあります。

(2) 改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されました。業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、定款の一部を変更するものであります。なお、本定款の変更につきましても、各監査役の同意を得ております。

(3) その他、上記の各変更に伴う条数等の変更を行うものであります。なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が生じるものいたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款                                                                                      | 変更案                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| (機関構成)<br>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を設置する。<br>(1) 取締役会<br>(2) 監査役<br>(3) 監査役会<br>(4) 会計監査人 | (機関構成)<br>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を設置する。<br>(1) 取締役会<br>(2) 監査等委員会<br>(3) 会計監査人        |
| (取締役の員数)<br>第19条 当社の取締役は5名以内とする。<br>(新設)                                                  | (取締役の員数)<br>第19条 当社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。<br><u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> |

| 現行定款                                                                                                                                                      | 変更案                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の選任)<br/>第20条 (省略)<br/>2 (省略)<br/>3 (省略)<br/>(新設)</p>                                                                                              | <p>(取締役の選任)<br/>第20条 (現行どおり)<br/>2 (現行どおり)<br/>3 (現行どおり)<br/>4 本条第1項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。</p>                                                                                        |
| <p>(取締役の任期)<br/>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br/><br/>(新設)<br/><br/>2 補欠又は増員により選任された取締役は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。</p>           | <p>(取締役の任期)<br/>第21条 監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br/>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br/>3 補欠により選任された取締役は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。</p> |
| <p>(取締役会の招集通知)<br/>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>                                                            | <p>(取締役会の招集通知)<br/>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>                                                                                                                   |
| <p>(取締役会の決議の省略)<br/>第26条 当社は取締役（当該決議事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。</p> | <p>(取締役会の決議の省略)<br/>第26条 当社は取締役（当該決議事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>                                                                            |
| <p>(取締役会の議事録)<br/>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>                                                | <p>(取締役会の議事録)<br/>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>                                                                                                      |

| 現行定款                                                                                                                                              | 変更案                                                                                                                                                                |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、会社法第425条で定める最低責任限度額とする。</p> | <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、会社法第425条で定める最低責任限度額とする。</p> |
| <p>(取締役会の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>                                                 | <p>(取締役会の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役の報酬等とそれ以外の取締役の報酬等とを区別した上、株主総会の決議によって定める。</p>                              |
| <p>第5章 監査役及び監査役会<br/>(監査役の員数)</p> <p>第31条 当会社の監査役は4名以内とする。</p>                                                                                    | <p>第5章 監査等委員会<br/>(削除)</p>                                                                                                                                         |
| <p>(監査役の選任)</p> <p>第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。<br/>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>                          | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                        |
| <p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br/>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了すべき時までとする。</p>                 | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                        |
| <p>(常勤監査役)</p> <p>第34条 監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤監査役を選定する。</p>                                                                                      | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                        |

| 現行定款                                                                                                                                        | 変更案                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)                                                                                                                                        | (権限)<br>第31条 <u>監査等委員会</u> は、法令に定める事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使できる。                                         |
| (監査役会の招集通知)<br>第35条 <u>監査役会</u> の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。                                                    | (監査等委員会の招集通知)<br>第32条 <u>監査等委員会</u> の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。              |
| (監査役会の議事録)<br>第36条 <u>監査役会</u> における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。                                       | (監査等委員会の議事録)<br>第33条 <u>監査等委員会</u> における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。 |
| (監査役会規程)<br>第37条 <u>監査役会</u> に関する事項については、法令及び本定款に定めのあるもののほか、 <u>監査役会</u> の定める <u>監査役会規程</u> による。                                            | (監査等委員会規程)<br>第34条 <u>監査等委員会</u> に関する事項については、法令及び本定款に定めのあるもののほか、 <u>監査等委員会</u> の定める <u>監査等委員会規程</u> による。    |
| (社外監査役との責任限定契約)<br>第38条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、会社法第425条で定める最低責任限度額とする。 | (削除)                                                                                                        |
| (監査役の報酬)<br>第39条 <u>監査役</u> の報酬等は、株主総会の決議によって定める。                                                                                           | (削除)                                                                                                        |
| 第6章 会計監査人<br>第40条～第41条 (条文省略)                                                                                                               | 第6章 会計監査人<br>第35条～第36条 (現行どおり)                                                                              |
| (会計監査人の報酬等)<br>第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u> の同意を得て定める。                                                                                | (会計監査人の報酬等)<br>第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。                                              |
| 第43条～第46条 (条文省略)                                                                                                                            | 第38条～第41条 (現行どおり)                                                                                           |

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行し、現在の取締役（4名）は全員、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、以下のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | かとうともひさ<br>加藤 智久<br>(昭和55年9月8日生)  | 平成17年4月 モニター・グループ入社<br>平成19年10月 当社代表取締役社長就任<br>平成20年10月 Rarejob Philippines, Inc.取締役社長（現任）<br>平成27年6月 当社代表取締役会長就任（現任）                                                                                                                                               | 530,000株       |
| 2     | なかむら がく<br>中村 岳<br>(昭和55年9月11日生)  | 平成17年4月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（現 株式会社NTTドコモ）入社<br>平成20年2月 当社代表取締役就任<br>平成24年6月 当社代表取締役副社長就任<br>平成27年6月 当社代表取締役社長就任（現任）                                                                                                                                                    | 480,000株       |
| 3     | ふじた としゆき<br>藤田 利之<br>(昭和46年9月4日生) | 平成7年11月 株式会社ソニークリエイティブプロダクツ入社<br>平成8年9月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所<br>平成11年3月 公認会計士登録<br>平成12年9月 株式会社フレームワークス入社<br>平成12年12月 同社取締役管理本部長就任<br>平成17年4月 株式会社KPMG FAS入社<br>平成21年4月 同社シニアマネージャー就任<br>平成24年4月 当社入社 当社経営企画室長就任<br>平成24年6月 当社取締役就任<br>平成27年6月 当社取締役副社長就任（現任） | 54,400株        |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                               | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 4         | い が ら し                      みき<br>五十嵐                      幹<br>(昭和48年5月10日生) | <p>平成8年4月 日本アジア投資株式会社入社</p> <p>平成15年4月 株式会社クロス・マーケティング設立<br/>代表取締役社長就任</p> <p>平成18年12月 株式会社リサーチパネル取締役就任<br/>(現任)</p> <p>平成23年3月 株式会社クロス・マーケティング代<br/>表取締役社長兼CEO就任 (現任)</p> <p>平成23年7月 株式会社リサーチ・アンド・ディベ<br/>ロップメント取締役就任</p> <p>平成23年12月 株式会社クロス・コミュニケーショ<br/>ン代表取締役就任</p> <p>平成24年2月 Cross Marketing China Inc.董事<br/>長就任</p> <p>平成25年6月 株式会社クロス・マーケティンググ<br/>ループ代表取締役社長就任 (現任)</p> <p>平成26年1月 株式会社リサーチ・アンド・ディベ<br/>ロップメント代表取締役就任 (現任)</p> <p>平成26年6月 当社取締役 (現任)</p> <p>平成27年1月 株式会社クロス・コミュニケーショ<br/>ン取締役会長就任 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社クロス・マーケティンググループ代表取締役社長</p> <p>株式会社クロス・マーケティング代表取締役社長</p> <p>株式会社リサーチ・アンド・ディベロップメント代表取締役</p> | - 株               |
| 5         | き み わ だ                      たかし<br>君和田 卓之<br>(昭和48年12月5日生)                    | <p>平成9年4月 三井物産株式会社入社</p> <p>平成16年6月 米国Harvard Business School修了 (MBA)</p> <p>平成25年4月 Mitsui &amp; Co. (U.S.A.), Inc.,<br/>General Manager, Investment<br/>Support Department 就任</p> <p>平成27年10月 三井物産株式会社サービス事業部グ<br/>ローバルサービス事業室長就任 (現<br/>任)</p> <p>平成28年1月 米国The Delta Companies 取締<br/>役就任 (現任)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | - 株               |

- (注) 1. 各候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
2. 五十嵐幹氏は社外取締役候補者であります。
3. 君和田卓之氏は新任の社外取締役候補者であります。
4. 五十嵐幹氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴を通じて培われた企業経営に関する豊富な経験と高い見識を、当社の経営強化及びコーポレート・ガバナンスの向上に活かし、的確な助言をしていただく観点からであります。なお、同氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
5. 君和田卓之氏を社外取締役候補者とした理由は、総合商社における経歴を通じて培われたグローバルな事業経営に関する見識を、当社の経営強化及びコーポレート・ガバナンスの向上に活かし、的確な助言をしていただく観点からであります。
6. 当社と五十嵐幹氏は会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。当社は、同氏が原案どおり選任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
7. 君和田卓之氏が社外取締役に選任された場合、当社は同氏との間で、当社定款に基づき責任限定契約を締結する予定であります。
8. 当社は五十嵐幹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本議案が原案どおり承認された場合、引き続き、独立役員として届け出る予定です。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行します。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は、以下のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                         | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1          | み は ら た か お<br>三 原 宇 雄<br>(昭和50年8月20日生)                                                  | 平成13年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所<br>平成17年9月 株式会社レコフ入社<br>平成19年3月 三菱UFJ証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社<br>平成22年7月 株式会社みずほ銀行入行<br>平成26年4月 三原公認会計士事務所 所長（現任）<br>平成28年1月 当社常勤監査役就任（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>三原公認会計士事務所 所長                                                                                                                      | - 株               |
| 2          | な り ま つ                      じゅん<br>成 松                              淳<br>(昭和43年11月14日生) | 平成8年11月 監査法人原会計事務所入所<br>平成10年5月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所<br>平成16年12月 株式会社東京証券取引所上場部出向<br>平成19年1月 クックパッド株式会社入社<br>平成19年6月 同社取締役就任<br>平成19年7月 同社執行役就任<br>平成24年5月 監査法人シェルパートナーズ設立、代表社員<br>平成25年10月 当社社外監査役就任（現任）<br>平成25年12月 株式会社ヘリオス社外監査役就任（現任）<br>平成27年11月 株式会社ブラップジャパン社外取締役就任（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>株式会社ヘリオス 社外監査役<br>株式会社ブラップジャパン 社外取締役 | - 株               |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                  | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|-----------|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3         | おおむら たけし<br>大村 健<br>(昭和49年4月27日生) | <p>平成11年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）</p> <p>平成22年5月 株式会社パイプドビッツ社外監査役<br/>就任</p> <p>平成23年1月 フォーサイト総合法律事務所開設、<br/>代表パートナー弁護士（現任）</p> <p>平成23年5月 株式会社リアルワールド社外監査役<br/>就任（現任）</p> <p>平成24年12月 モーションビート株式会社（現 ユ<br/>ナイテッド株式会社）社外監査役就<br/>任（現任）</p> <p>平成24年12月 アライドアーキテツツ株式会社社外<br/>監査役就任（現任）</p> <p>平成25年10月 当社社外監査役就任（現任）</p> <p>平成26年12月 株式会社イグニス社外監査役就任</p> <p>平成27年9月 パイプドHD株式会社社外監査役就<br/>任（現任）</p> <p>平成27年12月 株式会社イグニス社外取締役就任<br/>（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>フォーサイト総合法律事務所 代表パートナー弁護士</p> <p>株式会社リアルワールド 社外監査役</p> <p>ユナイテッド株式会社 社外監査役</p> <p>アライドアーキテツツ株式会社 社外監査役</p> <p>パイプドHD株式会社 社外監査役</p> <p>株式会社イグニス社外取締役</p> | - 株               |

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。
2. 三原宇雄氏、成松淳氏及び大村健氏は社外取締役候補者であります。
3. 三原宇雄氏は、公認会計士として会社財務・法務に精通しており、かかる経験・見識を活かして社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。同氏は、社外取締役又は社外監査役として以外の方法で会社経営に関与していませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 成松淳氏は、公認会計士及び経験豊富な経営者の観点有しており、かかる経験・見識を活かして社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。同氏は、社外取締役又は社外監査役として以外の方法で会社経営に関与していませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 大村健氏は、弁護士としての高度な専門知識と幅広い見識を有しており、かかる経験・見識を活かして社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。同氏は、社外取締役又は社外監査役として以外の方法で会社経営に関与していませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
6. 当社と三原宇雄氏、成松淳氏及び大村健氏は会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。当社は、3氏が原案どおり選任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は三原宇雄氏、成松淳氏及び大村健氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本議案が原案どおり承認された場合、引き続き、独立役員として届け出る予定です。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成25年6月25日開催の第6期定時株主総会において年額7,000万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、当社は、第1号議案の定款一部変更の件の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、経済情勢等諸般の事情を勘案して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を「年額7,000万円以内」（うち社外取締役分は1,000万円以内）、監査等委員である取締役の報酬等の額を「年額2,000万円以内」と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

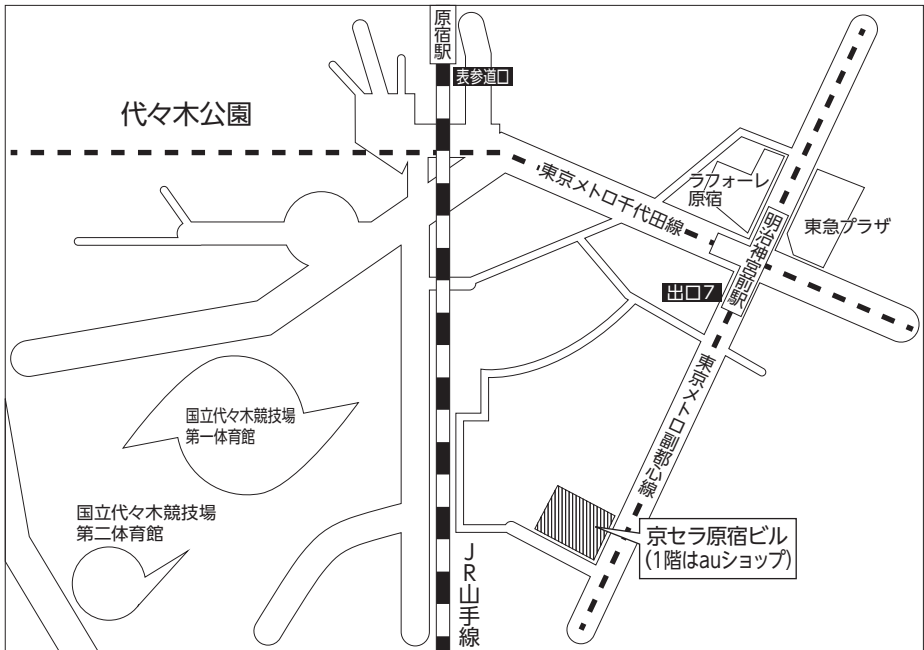
現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）ありますが、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役2名）、監査等委員である取締役は3名となります。

以上

[illegible]

# 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都渋谷区神宮前6丁目27番8号  
京セラ原宿ビル2階本店会議室



## 交通機関

- J R 原宿駅（表参道口）より徒歩 9 分
- 東京メトロ副都心線・千代田線  
明治神宮前駅（7番出口）より徒歩 3 分



見やすく読みまちがえ  
にくいユニバーサルデ  
ザインフォントを採用  
しています。